

令和４年２月１０日（木） 場所 委員会室

○出席議員

議長	青木 健	公明党	小口 俊明
副議長	藤田 貴裕	新しい議会	藤江 竜三
自由民主党	遠藤 直弘		
社民・ネット・緑と風	重松 朋宏	議会運営委員長	高柳貴美代
日本共産党	高原 幸雄		



○議会事務局職員

議会事務局長	内藤 哲也
議会事務局次長	古沢 一憲



○協議事項

◎議長挨拶

議題１．令和４年第１回定例会の議事運営について

２．国立市議会会議規則の一部改正について（欠席等の届出関係）

３．政務活動費について

※ 常任委員会の所管について

※ 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

※ 新型コロナウイルス検査等費用負担金の支給について

◎議長挨拶

○【青木健議長】 おはようございます。定例会前の大変お忙しいところ、また本日はお足元の悪い中、会派代表者会議に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染者数もなかなかピークが見えず、まん延防止等重点措置の延長の話が出ている状況でございます。本日も多くの協議事項、報告等がございます。皆様方の御協力の下、できるだけ短時間で進めていきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、これより会派代表者会議を開きます。



議題1. 令和4年第1回定例会の議事運営について

○【青木健議長】 まず初めに、議題1、令和4年第1回定例会の議事運営についてでございます。この件につきましては、前回の会派代表者会議で、定例会と予算特別委員会の議事運営についてお持ち帰りをしていただいております。各会派より御意見を賜りたいと思います。遠藤議員。

○【遠藤直弘議員】 議長のほうで示していただいた議事運営について特段問題ないと考えておりますので、そのとおりでお願いしたいと思います。

○【小口俊明議員】 持ち帰りました結果、今般のコロナ禍の状況を踏まえれば、議長がお示しになった前回どおりの対策を講じた対応が妥当性が高いと考えますので、それですとしたいと思います。

○【重松朋宏議員】 予算特別委員会も含めてよろしいんですか。

○【青木健議長】 はい、そうです。

○【重松朋宏議員】 運営方法の案を配付いただきましてありがとうございます。3点ございます。

まず、定例会の運営方法についてですけれども、常任委員会の補正予算議案の質疑通告がちょっと早過ぎるんじゃないかという意見がありました。常任委員会の1週間以上前に通告ということになっていますので、3月4日正午ではなく、これを遅らせられるのではないかという意見がありました。

それから、報告事項について、原則、「文書報告の取り扱いとし」と書いてあるんですけれども、これを削除するか、あるいは文書報告とするかどうかも含めて、各常任委員長に対応一任という形かどうかという意見でした。

それから、予算特別委員会のほうですけれども、質疑通告が資料の配付の前になっています。資料を見ないことには質疑通告ができないものが、資料によっては定員管理計画ですとか、予算の増やした、減らした項目についてですとか、全般に関わるような資料が出てきていますので、3月3日以降でないと通告できないのではないかと。それを早めてしまうと、全ての項目について通告する羽目になってしまうのではないかとということで、3月3日以降という形にしてほしいという意見がありました。3点です。

○【高原幸雄議員】 本会議についてはおおむねこれでいいんですが、常任委員会の中では「報告事項は文書報告の取り扱いとし」というふうになっているんです。これは委員長に一任というよりは委員会で協議をしてというか、諮って決めてもらうことがいいんじゃないかと思うんです。それは今までも慣例でそういう事態がありましたので。

それからもう1つは予算特別委員会です。今、重松議員からも話がありましたように、予算特別委員会の資料について出しているんですけど、この資料配付は3月3日ということになっています。28日までに会派は質疑の項目を事務局に提出するとなっているんですけど、よく資料を見た中で、どう

いう内容について質疑するかということを検討する時間がないということもありますので、仮に28日の事務局提出というふうにするのであれば、資料配付をその前にしてもらったほうがいいと思うんです。そうでなければ日程変更を若干、重松議員もおっしゃったようにそれ以降にずらして、質疑の内容をきちっと精査できる時間を取ってもらったほうがいいかなと思います。そんなところです。

○【藤江竜三議員】 私どもは議長案でよいというふうに考えております。

○【内藤議会事務局長】 ちょっと御説明をさせていただきますと、予算特別委員会の資料の配付、3月3日というのは、会派代表者会議で御確認を頂いている日付でございます。あと、従前どおりの取扱いということでしたので、前回の予算特別委員会の運営方法と基本的に同様な記載の仕方をしてありまして、令和3年の予算特別委員会では3月3日の資料配付で、締切りは2月26日で1年前は実施をしているということでございます。それに準じて日にちを、従前のとおりということですので、今回記載させていただいたところでございます。よろしくお願いいたします。

○【青木健議長】 いかがでございましょうか。まず、確認をさせていただきますが、本会議の運営につきましては議長の提案どおりでということによろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

続きまして、報告事項についてですが、常任委員会ごとの判断という案が出ております。これについていかがでしょうか。小口議員。

○【小口俊明議員】 常任委員会ごとの判断というのはベースにある考え方で、これは常任委員会は常任委員会でということかと思えますから、ここはそのとおりなんだろうなと。

加えて、とはいっても災害レベルの我々が立ち向かっているコロナ禍においては、国立市議会として一定の基準なりを持つ必要があるだろうなというふうにも思えますから、その意味で議長がお示しになっている文書をベースにして、その上で各常任委員会での判断ということなんだろうなという考え方で捉えております。

○【青木健議長】 それに対していかがですか。重松議員。

○【重松朋宏議員】 前回の第4回定例会でも、委員会によっては文書報告の取扱いということになっているので、わざわざ委員会を閉じた後に実質的な意見、取扱いを、質疑をしていたんですけれども、それですとせっかく質疑しているのにその内容は委員以外には全く分からないので、非常にもったいないなと思います。あと執行機関としてもその場できちんと説明する機会でもありますので、わざわざ委員会を閉じて報告をするのであれば、委員会をそのまま続けていてもよかったのではないかと考えます。

それらも含めて、それぞれの常任委員会ごとに、常任委員長判断でも、個人で判断するわけではないので、私どもは常任委員長の判断でもよいと思うんですけれども、文書報告でよしとするのか、あるいは項目を絞って質疑をするのか、どういう形ですのかということも含めて、各常任委員長で取りまとめていただくというのもよいのかなと思います。

○【青木健議長】 無用と言うと失礼ですけど、余分な時間が各委員会にかかるということになるんじゃないですか。どうでしょうか。

暫時休憩します。

午前10時9分休憩



午前10時45分再開

○【青木健議長】 それでは、休憩を閉じて会派代表者会議を再開いたします。

ただいま休憩中に様々な御協議を頂きましてありがとうございます。

それでは、確認をさせていただきたいと思います。令和4年第1回定例会の議事運営については、議長提案のとおり確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。それでは、そのように確認をさせていただきます。

定例会において1点御報告がございます。既に会派代表者会議で確認をされておりますけど、今年度定年退職の部長さんに最終本会議終了後、議場にて退職の御挨拶を頂くことになっておりますので、この点について各会派の皆さんにお伝えを頂きたいと存じます。



議題2. 国立市議会会議規則の一部改正について（欠席等の届出関係）

○【青木健議長】 続きまして、議題2、国立市議会会議規則の一部改正について（欠席等の届出関係）を議題とさせていただきます。この件につきましては、議会運営委員会で御協議を頂いております。調ったとのことでございますので、高柳議会運営委員長より御報告をお願いいたします。高柳議会運営委員長。

○【高柳貴美代議会運営委員長】 おはようございます。それでは、御説明させていただきます。

初めに、経過でございます。国立市議会会議規則の改正のうち、欠席等届の関係につきましては、標準市議会会議規則の改正を受けまして、令和3年8月より9回にわたり議会運営委員会において協議を行ってまいりました。協議の中では5つの論点に整理いたしました。第1に産前・産後の期間を定めるかどうか、第2には本人の出産とその配偶者の出産補助の規定について、第3に欠席事由に公務の規定は必要か、第4に国立市のパートナーシップ制度を踏まえた配偶者の文言の整理について、第5に事故という文言の整理についての5つでございます。

特に産前・産後の期間の論点につきましては、期間が必要であるという御意見と不要であるという御意見がございました。産前・産後の状況は人によって様々異なります。委員全員で様々なケースを一つ一つ考えながら、母体と子供の命を大切にするために利用しやすい規定となり、期間に関する双方の意見が折り合えるよう丁寧な検討を行いました。その結果として、産前・産後の期間を定めつつ、その期間の前後であっても、本会議に出席できない事情があれば、さらにその旨届け出ることができるとの規定にまとまったところでございます。

それでは、改正案の内容に入らせていただきます。令和4年1月24日付議会運営委員会資料No.2、新旧対照表のうち、新の列を御覧いただきたいと存じます。

第2条、欠席等の届出でございます。第1項は、公務等による欠席、遅参の届出に関する規定でございます。議員は、公務、疾病、育児、介護、配偶者またはパートナーシップの関係にある者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席等するときには、その理由をつけ議長に届け出なければならない旨規定しているところでございます。

欠席事由につきましては、公務を加え、配偶者等の出産補助には事実婚（内縁関係）にある者を含めてございます。パートナーシップの関係では、国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例第2条第10号のパートナーシップの定義を用い、パートナーシップの届出を行っていない方を包含する規定としているところでございます。これまで「その他の事故」としていた部分は、「その他のやむを得ない事由」と変更しているところでございます。

次に、第2項でございます。議員本人の出産に伴う欠席の規定でございます。欠席の期間について、産前8週間、多胎妊娠の場合は14週間、産後8週間としているところでございます。

第3項は、第2項の届出期間の前後において、本会議に出席できない事態が生じた場合を想定し、欠席期間の延長を規定するものでございます。具体的には、出産における母性並びに当該出産で生まれた乳児の健康の保持及び増進を図るほか、事情がある場合、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができることの規定とし、様々な事情により届出を可能としているところでございます。説明は以上のおりでございます。御協議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○【青木健議長】 説明が終わりました。高柳委員長におかれましては、この間、大変丁寧に委員会を開いていただきましてありがとうございました。厚く御礼を申し上げます。

ただいま御説明がございましたが、この内容についていかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、この内容については、議会運営委員会で第1回定例会の改正の準備をお願いしたいと思っております。

なお、議案提出に当たり、てにをはや例規上の用語等、軽微な修正については議会運営委員長に一任を願いたいと思いますが、よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

では、そのように決定をさせていただきました。

ここで換気のために一旦休憩を取りたいと思っております。

午前10時52分休憩



午前11時5分再開

○【青木健議長】 それでは、休憩を閉じて会派代表者会議を再開いたします。



議題3. 政務活動費について

○【青木健議長】 続きまして、議題3、政務活動費についてでございます。政務活動費につきましては令和4年度の申請手続をお願いしているところでございますが、新型コロナウイルス感染症対策基金への積立てについての各会派の御意見を伺いたいと思っております。いかがでしょうか。重松議員。

○【重松朋宏議員】 会派で持ち帰って検討しましたところ、昨年は研修会や講座なども全く開催できないような状況ではなかったんですけども、この間、オンラインの講座も増えていきますし、報告書や領収書が公開される形での政務活動はしっかりしていきたいという意見でした。

ですので、一旦全額支給した上で、それをどう扱うかは各会派で、申請しないということもあるでしょうし、あるいは全額使わないということもあるでしょうし、各会派の判断に任せるということではよいのではないかという意見がありました。ですので、まとまって基金に積むという形は寄附行為に抵触するおそれがあるんじゃないかという意見もありましたので、基金には積まない形で、各会派対応ということではよいのではないかと。

○【青木健議長】 支給されているものを返還しないで会派ごとということになると、寄附行為に当たるといことですね。重松議員、ちょっとよろしいですか。ということは、うちは全額返還するよとか、半額返還するよというのは各会派の判断だから、別段構わないということですね。

○【重松朋宏議員】 ということでよろしいです。

○【小口俊明議員】 うちも会派の意見ということでは、前回まずは申請を出したと。その後、またどう取り扱うのかというのは今後の課題ということで持ち帰りまして、そのときに確認をしたんですけども、コロナ禍の終息がまだ見えてこないというところであって、市民の皆さんが大変御苦勞なされているコロナ禍において、議会としても前回行ったように、対策のための費用捻出という意味も含めた基金への積立てという取扱いを継続していく方向性は、皆さんで合意ができたらいいいねという話を会派の中では致しました。

先ほど重松議員のお考えを聞いたときに、またその後、議長からも補足があつて、私も再認識をしました。前回のようにそろって全員が基金にというところは可能だけでも、会派ごとに個別に基金へということとはできないし、また使わずに何らかの形で寄附をするということも制限があるということも分かりましたので、これはぜひ皆さんと協議を調べて、前回と同じようにみんなで必要なところに支出ができるような基金に積んでいく取組も、また今回も継続ができたらいいいなと思います。

○【青木健議長】 今、2つ御意見が出されたようです。使う、使わないということに関して会派ごとの御判断でどうでしょうかということと、全会派で一致をして、一定の基金等への積立てをしていくのがよいのではないかとということでございますので、どうでしょうか、申し訳ないですが、もう一回お持ち帰りいただきまして、今こういう意見が出ていますよということでお話をしていただけないでしょうか。

なお、その結果によりまして、こちらと致しましても1人会派の皆さんにもお伺いしなければならぬので、そのように進めさせてもらいたいと思いますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、そのようにさせていただきたいと思います。



※ 常任委員会の所管について

○【青木健議長】 続きまして、報告事項でございますが、常任委員会の所管についてでございます。

第1回定例会で国立市組織条例の一部を改正する条例案が提出されるとのことでございます。この案では、国民年金係が行政管理部から健康福祉部となります。これに伴い、可決されましたら、国民年金係が総務文教委員会から福祉保険委員会へと変わることになりますことをお伝えさせていただきたいと思います。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）



※ 新型コロナウイルス感染症に関する情報提供について

○【青木健議長】 続きまして、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供についてでございます。

新型コロナウイルスの情報につきましては、先日、副市長から新型コロナウイルス感染症に関する情報提供についての依頼がございました。内容は、新型コロナウイルス感染症に関する市職員の公表方法について、対象者1件ごとに市議会に情報提供し、市ホームページに掲載をしておりましたが、現在の感染者数の急増による事務負担の増加から、陽性となった職員の累計と職場復帰した者の累計を集計し、毎週金曜日の午後にホームページに掲載させていただきたいということであり、議員の皆様にもホームページで御確認を頂きたい旨、御理解、御協力をお願いしますということでございました。

なお、市民等への濃厚接触が疑われる場合やクラスターが疑われる場合等、市民に対して速やかな情報提供が必要と考えられる場合は、これまでどおり対応するとのことでございます。また、保育園

や学校、施設の利用等に関する情報も、これまでと同様の対応とのごことでございます。

現在の新型コロナウイルス感染者の激増、新型コロナウイルス関連業務による職員の事務負担も極めて厳しくなっておりますので、議会としても御協力していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

ありがとうございます。



※ 新型コロナウイルス検査等費用負担金の支給について

○【青木健議長】 それでは、続きまして、新型コロナウイルス検査等費用負担金の支給についてに入らせていただきます。

この内容につきましては、事務局から御報告願います。議会事務局長。

○【内藤議会事務局長】 それでは、御説明を致します。行政管理部より、新型コロナウイルス検査等費用負担金の支給についての情報がまいりました。お手元の国立市職員新型コロナウイルス検査等費用負担金支給要領を御覧ください。

第1条は目的でございます。議員、職員が濃厚接触者に指定された場合に、社会機能維持者の扱いにより出勤できない期間を短縮するために検査等を受検する際にかかる費用を負担することによりまして、国立市における社会機能の維持に係る業務の継続を図るということを目的としております。

第2条第2号を御覧ください。濃厚接触者に指定された者が、出勤できない期間を短縮するために受検する新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査、抗原定量検査または抗原定性検査キットによる検査が対象となります。ただし、抗原定性検査キットは薬事承認されたものに限られるというものでございます。

第3号を御覧ください。検査等費用は、検査等に直接要する費用または検査キット購入費用となっております。検査受検に伴います初診料ですとかその他の一切の費用については対象外とされているところでございます。以上でございます。よろしくお願いを致します。

○【青木健議長】 説明が終わりました。この件についていかがでしょうか。

これは職員に準ずるということですか。

○【内藤議会事務局長】 市議会議員も社会機能維持者という取扱いで、職員と同様の取扱い、準ずるということでございます。以上でございます。

○【高原幸雄議員】 これは適用はいつからになりますか。

○【内藤議会事務局長】 付則のほうにありますけども、1月14日からの適用になります。

○【高原幸雄議員】 前の第5波のときもかなり職員の陽性者が出て、検査に費用がかかっていると思うんです。そうすると、それは今まで自己負担でやっていたということですか。遡及しないんですかね。私は遡及したほうがいいんじゃないかと思うんですけど。

○【内藤議会事務局長】 それにはこの要領ですと、適用がないというふうに判断しております。これは濃厚接触者が期間を短縮するため、濃厚接触者であれば全て検査が無料ということではございません。2日間連続して陰性が出た場合には短縮できるという形になっており、そのための検査ですので、私も正確にはあれですけど、従前は短縮するような考え方が厚労省等々の規定にもまだなかったなというふうに認識しているところでございます。以上でございます。

○【青木健議長】 議員が公務に復帰するためということでございますので、その公務ということを

御理解いただきたい。重松議員。

○【重松朋宏議員】 出勤できない期間を短縮するための受検って、議員の場合、どんなケースになるんですか。それが具体的に分からないので。

○【青木健議長】 暫時休憩します。

午前 11 時 18 分休憩



午前 11 時 21 分再開

○【青木健議長】 休憩を閉じて会派代表者会議を再開いたします。

市議会議員も職員と同様に濃厚接触者に指定され、議員が公務に出席する場合、期間を短縮するために受ける検査の費用負担でございます。

なお、検査全てに費用負担があるわけではございませんので、御注意を願いたいと存じます。また、この費用負担には申請書類、添付書類等が必要となります。後日、全議員に通知を差し上げます。なお、申請は議長名にて行うことを考えております。新型コロナウイルス関係で、費用負担に限らず体調を崩したり濃厚接触等の可能性がある場合には、議長、事務局まで御連絡をお願い申し上げます。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)



○【青木健議長】 それでは、これをもちまして会派代表者会議を閉会と致します。

皆様方におかれましては長時間にわたり御協議を賜り、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午前 11 時 22 分閉会